

名古屋市役所 市長 河村たかし殿

「民間事業場における対応策に関する要望書 ―コロナウイルス感染阻止のために―」

提出者：名古屋市西区市場木町478番地 北見昌朗

職業：社会保険労務士

日時：令和2年3月8日

コロナウイルスに感染した従業員が民間事業場で出たとの想定で、要望書を提出します。

社会保険労務士の関与先（中小企業）から「従業員の中で感染者が出たら、どう対応すれば良いのだろうか？」という相談がありました。そこで名古屋西保健所を訪問して質問しましたが、納得できる内容ではありませんでした。よって中小企業事業者の立場で「要望書」を提出させていただきます。

（休業するべきか助言が欲しい）

感染者が発生すると、保健所から勤務先にその旨の連絡が来るそうです。それは疫学調査で、いつ、どこで、何を、誰としていたか？を問い質し、接触状況を調べることです。

しかしながら、「事業所が休業するか否かは、感染症法で定められていないので行政は指示しない」（名古屋西保健所）そうです。休業は事業所の”自主的な判断”に任されているようです。「感染症法は、患者本人に対してのみ、就業制限を求める」（名古屋西保健所）からだそうです。この”自主的な判断”を求められた事業場は、どうしたら良いものか迷うことでしょう。具体的な助言が欲しい。

（従業員の家族が感染した時も休業するべきか助言が欲しい）

従業員の中で感染した人が発生した場合は、感染拡大を阻止するために、事業場を一時的に閉鎖して、休業するのが望ましいと、私は個人的には思います。

迷うのは家族の扱いです。「従業員の家族」が感染した時も、休業するべきか、判断に困ります。

（何日間休業するべきか助言が欲しい）

仮に休業するとしても、それは何日間が良いのか、事業場は判断に苦しみます。「コロナウイルスが何日で死滅するか不明」（名古屋西保健所）だからです。

報道では、よく「2週間」という数字が出てくるが、それと休業の日数とは関係ないようです。「2週間」というのは、疫学調査の結果、「濃厚接触者」と判断された場合に「健康観察対象者」とされる健康観察期間だからです。

(誰が消毒してくれるのか教えて欲しい)

問題は、誰が消毒作業を行うのか？です。「従業員の中で患者が発生した場合、その勤務先を、保健所が消毒してくれるか？」と質問すると、「できない。それは民間事業所が自分ですることだ」(名古屋西保健所)という回答が帰ってきます。

では、どこに依頼すれば良いのか？と、問い質すと、「どことは言えないが、消毒関連の業者だろう」(名古屋西保健所)との答え。

しかしながら、北見昌朗が消毒関連の業者数軒(例えばシロアリ駆除業者、ビルメンテナンス業者等)に電話で問い合わせると、いずれもNOという返事しか返ってきません。

業者から返ってきた言葉は、こんな内容です。

「銀行から消毒して欲しいという依頼が来るが、断っている。そんなの保健所の仕事だ。我々は防護服もないし、そんな知識はない。責任を持ってない。従業員にやらせる訳にいかない」

こうなると、事業場が自分で消毒作業にあたるほかありません。消毒作業にまったく素人な人が行うのですから、十分な消毒ができるとは考えにくい。

(従業員にやらせた場合の労災リスクを教えて欲しい)

消毒作業は、感染するリスクがあります。それを事業場は誰にやらせるのでしょうか？従業員にやらせて、万一のことになれば、安全管理責任を追及されます。

(消毒方法を研修して欲しい)

消毒作業に必要な薬品は、保健所が教えてくれます。それは次亜塩素酸ナトリウムとか、消毒用エタノールが効果的のようです。しかしながら、一般の人は、そんな薬品に関して知識がありません。作業をする者には、不安感しかありません。

(薬品や機材を確保して欲しい)

仮に次亜塩素酸ナトリウムとか、消毒用エタノール等を購入するとしても、ネット上で見ると高価であり、しかも品薄状態です。簡単に確保できるとは思えません。

テレビでは、中国では、防護服を着た人が消毒しているのを見ますが、その防護服まで購入しなければいけないとなると、随分な負担です。

(このままでは更なる感染拡大も)

民間事業所は、消毒なんてやった経験は少ないでしょう。仮に防護服や消毒液があったとしても、やり切る自信があるとは思えません。そうすると、本当にテキトーに消毒して、営業を再開するところが続出しかねません。その結果は、更なる感染拡大です。